

○経済産業省
国土交通省 告示第七号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十条の規定に基づき、貨物自動車のエネルギー消費効率の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年七月四日

経済産業大臣 世耕 弘成
国土交通大臣 石井 啓一

貨物自動車のエネルギー消費効率の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部を改正する告示

貨物自動車のエネルギー消費効率の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成二十七年経済産業省・国土交通省告示第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものはこれを加える。

改正後	改正前
<p>2 表示事項等</p> <p>2-1 表示事項</p> <p>エネルギー消費効率（JC08モード燃費値、WLTCモード燃費値及び重量車モード燃費値をいう。以下同じ。）の優れた貨物自動車（1-1の各表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らない貨物自動車をいう。）の普及を図るため、貨物自動車のエネルギー消費効率に関し、貨物自動車製造事業者等（貨物自動車の製造又は輸入の事業を行う者をいう。以下同じ。）は、次の事項を表示すること。</p> <p>イ～ハ （略）</p> <p><u>ト エネルギー消費効率（WLTCモード燃費値を算定している貨物自動車にあつてはエネルギー消費効率及び次に掲げる数値）</u></p> <p>(i) 市街地モード燃費値（市街地モード（道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。）別添42Ⅱの別紙1の表1に規定する低速フェーズをいう。以下同じ。）で走行する際の燃料一リットル当たりの走行距離をキロメートルで表した数値であつて、道路運送車両法第75条第1項の指定（以下「型式指定」という。）に当たり国土交通大臣が算定したもの。以下同じ。）</p> <p>(ii) 郊外モード燃費値（郊外モード（細目告示別添42Ⅱの別紙1の表2に規定する中速フェーズa又は同別紙の表4に規定する中速フェーズbをいう。以下同じ。）で走行する際の燃料一リットル当たりの走行距離をキロメートルで表した数値であつて、型式指定に当たり国土交通大臣が算定したもの。以下同じ。）</p> <p>(iii) 高速道路モード燃費値（高速道路モード（細目告示別添42Ⅱの別紙1の表3に規定する高速フェーズa又は同別紙の表5に規定する高速フェーズbをいう。以下同じ。）で走行する際の燃料一リットル当たりの走行距離をキロメートルで表した数値であつて、型式指定に当たり国土交通大臣が算定したもの。以下同じ。）</p> <p>チ～ヲ （略）</p> <p>2-2 遵守事項</p> <p>(1) 2-1に規定する表示事項の表示は、その貨物自動車に関するカタログに記載して行うこと。この場合、2-1トに掲げる事項は、アンダーラインを引き、活字を大きくし、文字の色を変える等特に目立つ方法を用いてキロメートル毎リットル単位で小数点以下1桁（ただし、トラック等又はトラクタの場合は小数点以下2桁）まで表示すること。</p> <p>(2)・(3) （略）</p>	<p>2 表示事項等</p> <p>2-1 表示事項</p> <p>エネルギー消費効率（JC08モード燃費値、WLTCモード燃費値及び重量車モード燃費値をいう。以下同じ。）の優れた貨物自動車（1-1の各表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らない貨物自動車をいう。）の普及を図るため、貨物自動車のエネルギー消費効率に関し、貨物自動車製造事業者等（貨物自動車の製造又は輸入の事業を行う者をいう。以下同じ。）は、次の事項を表示すること。</p> <p>イ～ハ （略）</p> <p><u>ト エネルギー消費効率</u></p> <p>チ～ヲ （略）</p> <p>2-2 遵守事項</p> <p>(1) 2-1に規定する表示事項の表示は、その貨物自動車に関するカタログに記載して行うこと。この場合、2-1トに掲げる事項は、アンダーラインを引き、活字を大きくし、文字の色を変える等特に目立つ方法を用いてキロメートル毎リットル単位で小数点以下1桁（ただし、トラック等又はトラクタの場合は小数点以下2桁）まで表示するとともに、<u>気象、運転方法、道路における交通の混雑の状態等に応じて異なる旨を付記すること。</u></p> <p>(2)・(3) （略）</p>

(4) 2-1トに掲げる事項は、次に掲げる旨を付記すること。ただし、WLT Cモード燃費値を算定していない貨物自動車にあっては、口からホまでに掲げるものを除く。

- イ 気象、運転方法、道路における交通の混雑の状態等に応じて異なる旨
- ロ 細目告示別添42Ⅱの別紙1の各表に掲げるWLT Cモードは市街地モード、郊外モード及び高速道路モードから構成される旨
- ハ 市街地モードは信号、渋滞等の影響を受ける走行を想定したものである旨
- ニ 郊外モードは信号、渋滞等の影響を比較的受けない走行を想定したものである旨
- ホ 高速道路モードは高速道路等における走行を想定したものである旨

(5) (1)、(3)及び(4)において表示する2-1トに掲げる事項は、次の表の左欄に掲げる自動車の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる燃費値とする。

自動車の種類		燃費値
1 ガソリン貨物自動車又はディーゼル貨物自動車	J C08モード燃費値のみを算定している貨物自動車	J C08モード燃費値
	WLT Cモード燃費値のみを算定している貨物自動車	WLT Cモード燃費値、市街地モード燃費値、郊外モード燃費値及び高速道路モード燃費値
	J C08モード燃費値及びWLT Cモード燃費値を算定している貨物自動車	J C08モード燃費値並びにWLT Cモード燃費値、市街地モード燃費値、郊外モード燃費値及び高速道路モード燃費値
(略)		

別添1

10・15モード燃費値を算定していないガソリン貨物自動車のエネルギー消費効率の算出に係る換算式は、以下のとおりとする。

$$Fe_{10・15} = A \times (1 + B \times \Delta IW / IW_0)^{-1} \times Fe_{JC08}$$

Fe_{10・15} : 換算後の10・15モード燃費値 km/l

Fe_{JC08} : J C08モード燃費実測値 km/l

IW₀ : 細目告示別添42に規定するJ C08モード試験法における等価慣性重量 kg

ΔIW : 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成18年国土交通省告示第1268号)による改正前の細目告示別添42に規定する10・15モード試験法における等価慣性重量からIW₀を引いた値

A及びB: 以下の表に定める定数

(表略)

(新設)

(4) (1)及び(3)において表示する2-1トに掲げる事項は、次の表の左欄に掲げる自動車の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる燃費値とする。

自動車の種類		燃費値
1 ガソリン貨物自動車又はディーゼル貨物自動車	J C08モード燃費値のみを算定している貨物自動車	J C08モード燃費値
	WLT Cモード燃費値のみを算定している貨物自動車	WLT Cモード燃費値
	J C08モード燃費値及びWLT Cモード燃費値を算定している貨物自動車	J C08モード燃費値及びWLT Cモード燃費値
(略)		

別添1

10・15モード燃費値を算定していないガソリン貨物自動車のエネルギー消費効率の算出に係る換算式は、以下のとおりとする。

$$Fe_{10・15} = A \times (1 + B \times \Delta IW / IW_0)^{-1} \times Fe_{JC08}$$

Fe_{10・15} : 換算後の10・15モード燃費値 km/l

Fe_{JC08} : J C08モード燃費実測値 km/l

IW₀ : 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。)別添42に規定するJ C08モード試験法における等価慣性重量

ΔIW : 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成18年国土交通省告示第1268号)による改正前の細目告示別添42に規定する10・15モード試験法における等価慣性重量からIW₀を引いた値

A及びB: 以下の表に定める定数

(表略)

別添 2

電気自動車等のエネルギー消費効率の算出に係る換算式は、以下のとおりとする。この場合において、細目告示別添42Ⅰの別紙6の別表に掲げるJ C 08モードにより算定する場合にあつては、「W L T Cモード燃費値」を「J C 08モード燃費値」に、「細目告示別添42Ⅱの別紙1の各表に掲げるW L T Cモード」を「細目告示別添42Ⅰの別紙6の別表に掲げるJ C 08モード」に読み替えるものとする。

$$F_{eEV} = 9,140 / EC$$

$$F_{ePHEV} = 1 / (UF(R_{cd}) \times (1 / F_{ecd} + 1 / (9.14 \times R_{cd} / E_1)) + (1 - UF(R_{cd})) / F_{ecs})$$

$$UF(R_{cd}) = 1 - \exp(29.1 \times (R_{cd} / 400)^6 - 98.9 \times (R_{cd} / 400)^5 + 134 \times (R_{cd} / 400)^4 - 89.5 \times (R_{cd} / 400)^3 + 32.5 \times (R_{cd} / 400)^2 - 11.8 \times (R_{cd} / 400))$$

F_{eEV} : 換算後の電気自動車のW L T Cモード燃費値 km / l

EC : 細目告示別添42Ⅱの別紙1の各表に掲げるW L T Cモードにより走行する際の交流電力量消費率であつて、型式指定に当たり国土交通大臣が算定したものを Wh / km

F_{ePHEV} : 換算後の電気式プラグインハイブリッド自動車のW L T Cモード燃費値 km / l

F_{ecs} : 外部充電による電力を用いないで細目告示別添42Ⅱの別紙1の各表に掲げるW L T Cモードにより走行する際の燃料一リットル当たりの走行距離をキロメートルで表した数値であつて、型式指定に当たり国土交通大臣が算定したものを km / l

F_{ecd} : 外部充電による電力を用いて細目告示別添42Ⅱの別紙1の各表に掲げるW L T Cモードにより走行する際の燃料一リットル当たりの走行距離をキロメートルで表した数値であつて、型式指定に当たり国土交通大臣が算定したものを km / l

R_{cd} : 外部充電による電力を用いて細目告示別添42Ⅱの別紙1の各表に掲げるW L T Cモードにより走行することができる最大の距離をキロメートルで表した数値であつて、型式指定に当たり国土交通大臣が算定したものを（以下「プラグインレンジ」という。） km

E_1 : 一充電消費電力量（プラグインレンジを走行するために必要な外部充電による電力量をいう。）であつて、型式指定に当たり国土交通大臣が算定したものを kWh / 回

UF (R_{cd}) : プラグインレンジに応じて算出される係数

別添 2

電気自動車等のエネルギー消費効率の算出に係る換算式は、以下のとおりとする。この場合において、細目告示別添42Ⅰの別紙6の別表に掲げるJ C 08モードにより算定する場合にあつては、「W L T Cモード燃費値」を「J C 08モード燃費値」に、「細目告示別添42Ⅱの別紙1の各表に掲げるW L T Cモード」を「細目告示別添42Ⅰの別紙6の別表に掲げるJ C 08モード」に読み替えるものとする。

$$F_{eEV} = 9,140 / EC$$

$$F_{ePHEV} = 1 / (UF(R_{cd}) \times (1 / F_{ecd} + 1 / (9.14 \times R_{cd} / E_1)) + (1 - UF(R_{cd})) / F_{ecs})$$

$$UF(R_{cd}) = 1 - \exp(29.1 \times (R_{cd} / 400)^6 - 98.9 \times (R_{cd} / 400)^5 + 134 \times (R_{cd} / 400)^4 - 89.5 \times (R_{cd} / 400)^3 + 32.5 \times (R_{cd} / 400)^2 - 11.8 \times (R_{cd} / 400))$$

F_{eEV} : 換算後の電気自動車のW L T Cモード燃費値 km / l

EC : 細目告示別添42Ⅱの別紙1の各表に掲げるW L T Cモードにより走行する際の交流電力量消費率であつて、道路運送車両法第75条第1項の指定（以下「型式指定」という。）に当たり国土交通大臣が算定したものを Wh / km

F_{ePHEV} : 換算後の電気式プラグインハイブリッド自動車のW L T Cモード燃費値 km / l

F_{ecs} : 外部充電による電力を用いないで細目告示別添42Ⅱの別紙1の各表に掲げるW L T Cモードにより走行する際の燃料一リットル当たりの走行距離をキロメートルで表した数値であつて、型式指定に当たり国土交通大臣が算定したものを km / l

F_{ecd} : 外部充電による電力を用いて細目告示別添42Ⅱの別紙1の各表に掲げるW L T Cモードにより走行する際の燃料一リットル当たりの走行距離をキロメートルで表した数値であつて、型式指定に当たり国土交通大臣が算定したものを km / l

R_{cd} : 外部充電による電力を用いて細目告示別添42Ⅱの別紙1の各表に掲げるW L T Cモードにより走行することができる最大の距離をキロメートルで表した数値であつて、型式指定に当たり国土交通大臣が算定したものを（以下「プラグインレンジ」という。） km

E_1 : 一充電消費電力量（プラグインレンジを走行するために必要な外部充電による電力量をいう。）であつて、型式指定に当たり国土交通大臣が算定したものを kWh / 回

UF (R_{cd}) : プラグインレンジに応じて算出される係数

附 則

この告示は、公布の日から起算して、